

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

被保険者数の減少及び一人当たり医療費の増加等による特別会計の財源不足が見込まれることから、所得割率、均等割額及び平等割額を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の6.40」を「100分の7.24」に改める。

第5条中「22,200円」を「25,100円」に改める。

第6条中「19,900円」を「22,500円」に改める。

第7条中「100分の2.51」を「100分の2.84」に改める。

第8条中「8,200円」を「9,200円」に改める。

第9条中「7,200円」を「8,100円」に改める。

第10条中「100分の2.53」を「100分の2.85」に改める。

第11条中「9,400円」を「10,600円」に改める。

第12条中「5,600円」を「6,100円」に改める。

第16条第1項第1号ア中「15,540円」を「17,570円」に改め、同号イ中「13,930円」を「15,750円」に改め、同号ウ中「5,740円」を「6,440円」に改め、同号エ中「5,040円」を「5,670円」に改め、同号オ中「6,580円」を「7,420円」に改め、同号カ中「3,920円」を「4,270円」に改め、同項第2号ア中「11,100円」を「12,550円」に改め、同号イ中「9,950円」を「11,250円」に改め、同号ウ中「4,100円」を「4,600円」に改め、同号エ中「3,600円」を「4,050円」に改め、同号オ中「4,700円」を「5,300円」に改め、同号カ中「2,800円」を「3,050円」に改め、同項第3号ア中「4,440円」を「5,020円」に改め、同号イ中「3,980円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「1,640円」を「1,840円」に改め、同号エ中「1,440円」を「1,620円」に改め、同号オ中「1,880円」を「2,120円」に改め、同号カ中「1,120円」を「1,220円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,330円」を「3,765円」に改め、同号イ中「5,550円」を「6,275円」に改め、同号ウ中「8,880円」を「10,040円」に改め、同号エ中「11,100円」を「12,550円」に改め、同項第2号ア中「1,230円」を「1,380円」に改め、同号イ中「2,050円」

を「2, 300円」に改め、同号ウ中「3, 280円」を「3, 680円」に改め、同号エ中「4, 100円」を「4, 600円」に改め、同条第3項第2号ア(ア)中「2, 220円」を「2, 510円」に改め、同号ア(イ)中「3, 330円」を「3, 765円」に改め、同号イ(ア)中「3, 700円」を「4, 184円」に改め、同号イ(イ)中「5, 550円」を「6, 275円」に改め、同号ウ(ア)中「5, 920円」を「6, 694円」に改め、同号ウ(イ)中「8, 880円」を「10, 040円」に改め、同号エ(ア)中「7, 400円」を「8, 367円」に改め、同号エ(イ)中「11, 100円」を「12, 550円」に改め、同項第4号ア(ア)中「820円」を「920円」に改め、同号ア(イ)中「1, 230円」を「1, 380円」に改め、同号イ(ア)中「1, 367円」を「1, 534円」に改め、同号イ(イ)中「2, 050円」を「2, 300円」に改め、同号ウ(ア)中「2, 187円」を「2, 454円」に改め、同号ウ(イ)中「3, 280円」を「3, 680円」に改め、同号エ(ア)中「2, 734円」を「3, 067円」に改め、同号エ(イ)中「4, 100円」を「4, 600円」に改め、同項第6号ア(ア)中「940円」を「1, 060円」に改め、同号ア(イ)中「1, 410円」を「1, 590円」に改め、同号イ(ア)中「1, 567円」を「1, 767円」に改め、同号イ(イ)中「2, 350円」を「2, 650円」に改め、同号ウ(ア)中「2, 507円」を「2, 827円」に改め、同号ウ(イ)中「3, 760円」を「4, 240円」に改め、同号エ(ア)中「3, 134円」を「3, 534円」に改め、同号エ(イ)中「4, 700円」を「5, 300円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第13号 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項第1号に規定する金額を控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.24</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項第1号に規定する金額を控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.40</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,100円</u>とする。</p>	<p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>22,200円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>
<p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>22,500円</u>とする。</p>	<p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>19,900円</u>とする。</p>
<p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)</p>
<p>第7条 第3条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.84</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第7条 第3条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.51</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金</p>	<p>第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金</p>

等課税被保険者1人について9, 200円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について8, 100円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.85を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10, 600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第12条 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6, 100円とする。

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定

等課税被保険者1人について8, 200円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について7, 200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.53を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9, 400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第12条 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5, 600円とする。

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定

する額を超える場合には、その額)並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号才及びカに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつてはその公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつてはその公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の

する額を超える場合には、その額)並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号才及びカに掲げる額を減額して得た額(その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつてはその公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつてはその公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の

合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 17,570円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 15,750円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,440円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 5,670円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,420円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,270円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定す

合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 15,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 13,930円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,740円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 5,040円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,580円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,920円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定す

る金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 11,250円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,600円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,050円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,050円

る金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 11,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 9,950円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,100円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,600円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,800円



(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,020円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,500円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,840円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,620円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,120円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,980円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,640円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,440円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,880円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯  
について 1, 220円

2 保険税の納税義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合におけるその納税義務者に対して課する被保険者均等割額（その納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、その被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯  
3, 765円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯  
6, 275円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯  
10, 040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12, 550円

(2) 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯  
について 1, 120円

2 保険税の納税義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合におけるその納税義務者に対して課する被保険者均等割額（その納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、その被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯  
3, 330円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯  
5, 550円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯  
8, 880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11, 100円

(2) 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯

1, 380 円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯

2, 300 円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯

3, 680 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 600 円

3 保険税の納税義務者の属する世帯に地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合におけるその納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、その所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額（その減額して得た額が、第 3 条第 2 項ただし書、同条第 3 項ただし書及び同条第 4 項ただし書に規定する額を超える場合には、その額）とする。

(1) (略)

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 第 5 条に規定する被保険者均等割額の 1/2 の 1

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯

1, 230 円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯

2, 050 円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯

3, 280 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 100 円

3 保険税の納税義務者の属する世帯に地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合におけるその納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、その所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額（その減額して得た額が、第 3 条第 2 項ただし書、同条第 3 項ただし書及び同条第 4 項ただし書に規定する額を超える場合には、その額）とする。

(1) (略)

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 第 5 条に規定する被保険者均等割額の 1/2 の 1

の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2, 510円

(イ) 多胎妊娠の場合 3, 765円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 4, 184円

(イ) 多胎妊娠の場合 6, 275円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 6, 694円

(イ) 多胎妊娠の場合 10, 040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 8, 367円

(イ) 多胎妊娠の場合 12, 550円

(3) (略)

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 第8条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2, 220円

(イ) 多胎妊娠の場合 3, 330円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3, 700円

(イ) 多胎妊娠の場合 5, 550円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 5, 920円

(イ) 多胎妊娠の場合 8, 880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 7, 400円

(イ) 多胎妊娠の場合 11, 100円

(3) (略)

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 第8条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 920円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,380円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,534円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,300円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,454円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,067円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,600円

(5) (略)

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 第11条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,060円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,590円

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 820円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,230円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,367円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,050円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,187円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,734円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,100円

(5) (略)

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 第11条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 940円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,410円

イ 第1項第2号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1, 767円

(イ) 多胎妊娠の場合 2, 650円

ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2, 827円

(イ) 多胎妊娠の場合 4, 240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3, 534円

(イ) 多胎妊娠の場合 5, 300円

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

イ 第1項第2号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1, 567円

(イ) 多胎妊娠の場合 2, 350円

ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2, 507円

(イ) 多胎妊娠の場合 3, 760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3, 134円

(イ) 多胎妊娠の場合 4, 700円

## 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

## 1 背景

持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、平成 30 年度に国民健康保険制度改革が行われ、国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県になりました。

全国では、令和元年において、約 8 割の市町村が、一般会計から決算補填目的の繰入（以下「赤字繰入」という。）を解消していますが、東京都、神奈川県、埼玉県で赤字繰入の総額の約 7 割を占めている状況にあります。

そのため、神奈川県では、令和 2 年 1 2 月に「神奈川県国民健康保険運営方針（令和 3 年度～5 年度）」を策定し、その中で、将来の県内保険料（税）統一に向けて、令和 5 年度まで（激変が生じる場合は令和 8 年度まで）に赤字繰入金を解消する方針を定めました。

本市では、令和 3 年度決算における赤字繰入金は約 3 億 9, 2 0 2 万円（被保険者一人当たり 1 万 5 8 5 円）でしたが、令和 4 年度に 1 1. 4 5 % の税率改定を行ったことにより、令和 4 年度決算時の赤字繰入金は約 2 億 5, 4 0 2 万円（被保険者一人当たり 7, 1 2 6 円）に減少したものの、解消には至っておりません。

今後も、少子高齢化の進行や社会保険の適用拡大等に伴い被保険者数は減少すること並びに医療の高度化による一人当たり医療費の増加等による財源不足が見込まれることから、これに伴って赤字繰入金も増加していくことが予想されます。

そのため、国民健康保険制度の持続的、安定的な運営と、令和 8 年度までに段階的に赤字繰入金を解消することを目的として、国民健康保険税率の改定を行うものです。

（本市の実績及び県内 1 9 市順位）

	R2 決算	R3 決算	R4 決算
平均被保険者数	37,627 人	37,034 人	35,649 人
医療費／人	385,791 円(11 位)	415,257 円(11 位)	415,975 円( 7 位)
現年度保険税調定／人	92,575 円(18 位)	90,767 円(18 位)	98,405 円(17 位)
赤字繰入金／人	3,782 円(10 位)	10,585 円(18 位)	7,126 円(17 位)

## 2 税率等の改定内容

### (1) 改定率

12.72%

### (2) 税率等改定案

#### ア 医療給付費分

	所得割	均等割	平等割
現行	6.40%	22,200 円	19,900 円
改定後	7.24%	25,100 円	22,500 円
差	0.84 割	2,900 円	2,600 円

#### イ 後期高齢者支援金分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.51%	8,200 円	7,200 円
改定後	2.84%	9,200 円	8,100 円
差	0.33 割	1,000 円	900 円

#### ウ 介護納付金分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.53%	9,400 円	5,600 円
改定後	2.85%	10,600 円	6,100 円
差	0.32 割	1,200 円	500 円

### (3) 所得階層別の保険税額（50歳2人世帯で算出）

所得	現行	改定後	年間差額	月間差額
700 万円	863,800 円	975,800 円	112,000 円	9,333 円
600 万円	749,400 円	846,500 円	97,100 円	8,091 円
500 万円	635,000 円	717,200 円	82,200 円	6,850 円
400 万円	520,600 円	587,900 円	67,300 円	5,608 円
300 万円	406,200 円	458,600 円	52,400 円	4,366 円
200 万円	291,800 円	329,300 円	37,500 円	3,125 円
145 万円(2割軽減)	206,400 円	233,000 円	26,600 円	2,216 円
99 万円(5割軽減)	120,000 円	135,500 円	15,500 円	1,291 円
43 万円(7割軽減)	33,500 円	37,800 円	4,300 円	358 円



## (4) 赤字繰入金等の推移

単位：千円

		R3 決算	R4 決算	R5 当初予算	R6 推計	R7 推計
被保険者数		37,034 人	35,649 人	33,542 人	32,175 人	30,721 人
国保事業費納付金		4,528,067	4,612,657	4,826,962	4,636,891	4,557,773
財 源 内 訳	補助金等	1,046,234	1,136,612	1,282,354	1,262,067	1,173,542
	現年度収納額	3,047,839	3,182,630	3,129,417	2,810,544	2,656,289
	<b>赤字繰入金</b>	<b>392,019</b>	<b>254,020</b>	<b>362,294</b>	<b>564,280</b>	<b>727,942</b>

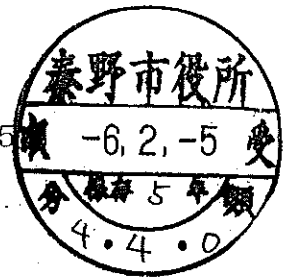
改定率	11.45%	12.72%	
	現年度収納額	3,168,045	2,994,169
	<b>赤字繰入金</b>	<b>122,570</b>	<b>310,575</b>
	一人当たり赤字繰入金	3,809 円	10,109 円

## 3 施行期日

令和6年4月1日



令和6年2月5日



秦野市長 高橋昌和様

秦野市国民健康保険運営協議会  
会長 山口金光



秦野市国民健康保険税の税率等の改定について。(答申)

令和6年1月29日付けFNo.4・4・0(甲)により諮問のありましたこのことについて、当協議会において慎重に審議した結果、適切かつ妥当なものとして認め、ここに答申します。

なお、税率等の改定に当たって、次のとおり意見を付しますので、その趣旨を十分尊重されるよう要望します。

- 1 赤字繰入金の解消は、国民健康保険事業の安定と健全化に必要であるが、今後も、特に低所得者に急激な負担増が生じないように十分に配慮するとともに、将来予想される県内における国民健康保険税率等の統一を見据え、段階的な赤字繰入金の解消に向けて、不断の努力を継続すること。
- 2 税負担の公平性を確保するため、他市で効果を上げている事例等を参考に事業内容の検討、見直しを図り、引き続き収納率の向上に努めること。
- 3 財政運営の健全化を図るため、保険者努力支援制度交付金など、税収入以外の公費を確保できるよう実効性のある事業の実施や見直しを図ること。
- 4 安定した国民健康保険事業の運営のため、国民健康保険財政調整基金への積立てを計画的に実施すること。
- 5 増加する医療費の適正化を図るため、引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進や効果的なレセプト点検の実施に努めるとともに、被保険者の健康の保持増進に向けて、データヘルス計画に基づく特定健康診査事業などの保健事業を積極的に推進すること。



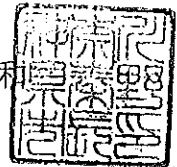
FNo. 4・4・0(甲)

令和6年1月29日

秦野市国民健康保険運営協議会

会長 山口 金光 様

秦野市長 高橋 昌 利



## 秦野市国民健康保険税の税率等の改定について(諮問)

本市の国民健康保険財政は、医療の高度化等に伴い、一人当たりの医療費が増大する一方、被保険者数の減少により税収も減少傾向にあり、その財源不足のため、一般会計からの決算補てんを目的とした法定外の繰入金(赤字繰入金)に依存している状況が続いています。

つきましては、国民健康保険制度の持続的、安定的な運営と、令和8年度までに段階的に赤字繰入金を解消するため、国民健康保険税の税率等の改定について、次のとおり諮問いたします。

## 1 国民健康保険税率等の改定内容

## (1) 医療給付費分

	所得割	均等割	平等割
現行	6.40%	22,200円	19,900円
改定後	7.24%	25,100円	22,500円
差	0.84 割	2,900円	2,600円

## (2) 後期高齢者支援金分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.51%	8,200円	7,200円
改定後	2.84%	9,200円	8,100円
差	0.33 割	1,000円	900円

## (3) 介護納付金分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.53%	9,400円	5,600円
改定後	2.85%	10,600円	6,100円
差	0.32 割	1,200円	500円

## 2 施行期日

令和6年4月1日